一

一、賃銀に於てはどうか　第三工場を例に取れば拾時間を単位として最低が
男女共に六拾銭であり　一寸考へると「大して安くはない」と思はれるので
あるがどうして実は一ケ月を通じ半月休業で正味働けるのは半日である
従って晦日の計算になると大抵の場合金拾円の給料だ。又××職長の衆
では本屋を開業してゐるが自分が職長の地位に居るのを利用して其処に
働く全従業員に対し本を強制的に買はせてゐる　若し本を買はない者が
あるとその職人は何年たつても昇給はしないし非常なる圧迫を加へ職場
より追ひ出す様な事実さへもあるのだ

諸君！　斯うした様に一ツだに良いと思はれるやうな内容がない。之が中外印
刷株式会社の人を使ふ全貌である。
中外印刷に働く全従業員諸君！
吾々は最早やだまつてはいられないのだ！
吾々は個々に会社の重役にブツかつてもだめだ！
吾々が会社にブツかる大きな力は団結以外にない！
中外印刷の全従業員諸君！
即時本社並に第一分工場第二分工場　第三分工場と各中外印刷系統の従業員
諸君は進んで意見の交換会或は懇談会を開催し各自の生活を守るため纏つた意
見或は嘆願書を会社側にブツつけやうではないか！

中外印刷従業員有志一同

中外印刷従業員各位

---

労秘第一六二六号
昭和十二年七月二十二日

警視總監　齋藤樹

内務大臣　馬場鍈一殿
社會局長官殿

稲垣工業所ニ於ケル労働争議発生ノ件

対照　昭和十二年六月九日労秘第一二七一号

要旨

七月一日稲垣工業所ニ於テハ組合要求ヲ拒否シ作業終了ヲ名トシ組合員ノ実質的解決ヲ為セリ、　従業員中組合加盟者十一名ハ籠城ヲ開始シ[illegible]部ノ交渉ヲ得目下折衝中ナルモ解決ニハ尚時日ヲ要スル見込

解雇問題ニ端ヲ発シタル稲垣工業所ノ争議状況左ノ通リ

協調會調査部
資料
12.7.27
受付
番号第16

1